

令和元年度 小国高等学校「文化部活動に係る活動方針」

1 本校の文化部活動

吹奏楽部、美術部、華道・茶道部、家庭部、科学部、情報処理部

2 目 標

文化部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりすることで、今後の学校生活を豊かに送れるようにすることを目指し、以下の3点を目標に掲げる。

- (1) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみをもち、多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性を育成する。
- (2) 1つの部活動での活動に限らず、合同部活動等の取組や、季節ごとに異なる活動、レクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機づけになるような活動を推進する。
- (3) 生徒に活動を任せすぎたり、大会等で優秀な成績を収めることのみを目指した活動にならないようにするとともに、各活動の特性を踏まえた最新の指導内容、方法を積極的に取り入れる。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に休養日を振り替えることとする。

イ 定期考査の1週間前からは、原則として活動を中止とする。

ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末も含む）は3時間程度とする。なお、朝練習は行わない。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

ア 平 日 ①3月～10月：19：30 ②11月～2月：18：30

※②については、保護者の許可を取ることで、19：00まで延長することができる。

イ 休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

ア 毎週火曜日（原則火曜日とし、各部の判断で当該週での変更を認める）

イ 定期考査前及び考査期間中の一定期間

5月17日（金）～ 5月23日（木）（1学期中間考査） 7日間

6月25日（火）～ 7月 4日（木）（1学期期末考査） 10日間

9月25日（水）～10月 3日（木）（2学期中間考査） 9日間

11月19日（火）～11月28日（木）（2学期期末考査） 10日間

2月 6日（木）～ 2月17日（月）（学年末考査） 12日間

ウ その他

8月13日（火）～ 8月15日（木）（夏季学校閉庁日） 3日間

12月28日（土）～ 1月 5日（日）（冬季学校閉庁日） 9日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

技術力向上の観点から、吹奏楽部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上(必ず土日を含む)とする。

イ 活動時間

技術力向上の観点から、吹奏楽部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

ウ 「(5) 基準を超えた活動日・活動時間」に該当する部活動の条件

(ア) 学校生活全般において良好であること。(学校生活状況・出席状況・成績状況)

※原則個人を対象とするが団体競技において該当者が複数いる場合には顧問会・職員会議で検討する。

(イ) 部活動全体の模範となる活動であること。

(ウ) 県大会で成績上位入賞が期待されること。

(エ) 該当部活動の生徒及び保護者の了承を得ること。

エ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝の活動を実施できるものとするが、これらの場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 合宿等

合宿等の実施にあたっては、文化部顧問が、1週間前までに活動場所、時間、引率、活動内容等について明記した合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会数は原則として月に1大会までとする。文化部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 生徒から部費を徴収する場合には保護者が管理する。

ウ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) 外部指導者について

ア 外部指導者は、部活動が学校教育の一環であることを十分理解し、本校の教育目標及び本活動方針に基づいて指導する。

イ 外部指導者は、該当部活動生徒及び保護者の承認を得て、校長が委嘱する。

ウ 外部指導者は、原則として部活動の実技指導等を行う部活動指導員、教員免許保有者(該当する資格保有者)とする。

エ 外部指導者に対しての傷害・賠償責任保険以外の費用(手当・遠征旅費等)が生ずる場合は、原則として各部活動から支出する。

(4) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

文化部顧問は、文化部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。